変更の届出...... として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地の 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定 指定..... 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の

示

右右右右右

同

大規模小売店舗の変更の届出.

(商工政策課) ...

同同同同同

÷ ÷ ÷ :

Ħ. 껃 \equiv

:

公

告

青森県告示第七百二十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年法律第五十号) 第五条第

医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定

(

により公示する。 項の規定により、

第四千六十一号

平成二十七年

青森県告示第七百二十二号

る法律施行規則 (平成二十六年厚生労働省令第百二十一号) 第二十一条第一号の規定 項の規定により、医師を次のとおり指定したので、 により公表する。 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年法律第五十号) 第六条第一 難病の患者に対する医療等に関す

平成二十七年十月十九日

同

医難病指定	医難病指定	医難 病 指 定	医難病指定	区分	指定医の
高橋	原田	亀 谷	安 達	E	E
修 一	義史	純三	季 之	名	3
児科た 科胃がは 別はし 小内	央 病 院 立 中	院津 軽三育医	リ ニック ク ク ク ク ク	名称	を 行 うだ
二丁目九の一 弘前市大字取上	丁目一の一青森市東造道二	二 西田一三 一三 一三 の 一 三 の 一 三 の 一 言 館 門 舎 官 の 一 会 館 の 一 会 に の の 一 会 に の ら の ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	町一の七八戸市大字馬場	所 在 地	医療機関症難病の診断
科、 作 相 作 相 等 。 呼 外 科 、 等 明 外 。 等 。 等 。 等 。 等 。 等 。 等 。 等 。 等 。 等 。	整形外科	放射線科 婦人科、皮膚科、 水科、外科、整	器科 循環器科、消化 内科、呼吸器科、	療	す
二七 九 一七	記・か一六	1世 七二六	= ∓ □ 成 □ =	年月日	指定

平成二十七年十月十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

安達内科クリニック 畑中歯科矯正歯科 名 称 むつ市小川町一丁目一七の一三 八戸市大字馬場町一の七 所 在 地 **╤**平 _成 亨 年指 月 **小** =日定

(保健衛生課) ...

同

告

示

目

次

青森県知事 Ξ 村 申 吾

青森県告示第七百二十三号

二十一号) 第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を 行う医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第 一号の規定により公表する。 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則 (平成二十六年厚生労働省令第百

平成二十七年十月十九日

Ξ 村 申 吾

青森県知事

告

公

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成二十七年十月十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパードラッグアサヒ鰺ヶ沢店

Ξ

変

更

前

変

更

後

年変 月 日更

五 届出書の縦覧 平成二十七年九月十八日

兀

届出年月日

場 所

青森県商工労働部商工政策課及び鰺ケ沢町役場

2

期間

平成二十七年十月十九日から平成二十八年二月十九日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、鰺ケ沢町役場にあっては、その執務時間内とする。

六

意見書の提出

提出期限

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

平成二十八年二月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字西禿一八の一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役(松山稔) 大き 大の三四 大の三四 大の三四 大学 変沼字岩井四 株式会社横浜ファー マシー	变更前	大規模小売店舗において小売業を	代表取締役 松山稔 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
代表取締役 室井善一 六の三四 ホ津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 株式会社横浜ファーマシー	変更後	売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	代表取締役(室井善)・パラ三四・大の三四・大の三四・大の三十年をおして、アラン・大の三十年では、アラン・大の三十年では、アラン・大の三十年では、アラン・アラン・アラン・アラン・アラン・アラン・アラン・アラン・アラン・アラン・
這平	年変 月 日更	者の氏名	毫平 • 成 ≈ · 尝

λ	3
<i>→</i>)	記
恵見	載事
書	項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

 (\equiv)

意見及びその理由

4

意見書は、 日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成二十七年十月十九日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

六

意見書の提出

大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森中央店

青森市東大野二丁目一一の三外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 なれま (大の三四 を)	变
松山稔が大字灰沼	更
☆ アント・マシー	前
代表取 来 で 表 の を を を を を を を を を を を を を	变
柳町大字が大字が	更
1 - 灰沼字岩井四 マシー	後
亖平 • 成 ☲ 亖	年変 月 日更

Ξ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役が松山稔水津軽郡板柳町大字灰沼字株式会社横浜ファーマシー	変更前
次沼字岩井四	155
代六北株 表の津式 取三軽会	योऽ
一般性 一般横 柳浜 宮 町フ	变
主井 大字 一声 ファー	更
表取締役 室井善一の三四の三四板柳町大字灰沼字岩井四月の三世の三世の三世の三世を (東京) マーマシー マシー マシー マシー マシー マシー マシー マシー マシー マ	後
== == == == == == == == == == == == ==	年変月 日更

代表取締役 松山稔 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四ン 日本 ポレーショ

崇

た 芸

兀

届出年月日

平成二十七年九月十八日

五 届出書の縦覧

場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十七年十月十九日から平成二十八年二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

提出期限

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

平成二十八年二月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3

記載事項

意見及びその理由

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規

項の規定により次のとおり公告する。 平成二十七年十月十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

提出期限

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ弘前堅田店

弘前市大字宮川一丁目二の一三外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前
変
更
後
年変 月 日更

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 松山稔 代表取締役 松山稔 水津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 北株式会社横浜ファーマシー 株	変更前
へ表取締役 室井善一 の三四 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩 株式会社横浜ファーマシー	変更
(沼字岩井四	後
= 平 成	年変 月 日更

兀 届出年月日

平成二十七年九月十八日

五 届出書の縦覧

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十七年十月十九日から平成二十八年二月十九日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

六

意見書の提出

3 2 提出先 言語 記載事項 平成二十八年二月十九日 青森県商工労働部商工政策課 大規模小売店舗の変更の届出 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所 意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成二十七年十月十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

青森市大字石江字三好七一の一外

スーパードラッグアサヒ青森西店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役が出るである。代表取締役が出るでは、大の三四、大の三四、大学を紹字岩井に株式会社横浜ファーマシー	変
14山稔アーマシ	更
学岩井四	前
代表取無 ない 大次の と で で で で で で で で で で で で で で で で で で	変
ダ 베フ	更
Ξ井善一 『大字灰沼字岩井四	後
三平 • 成 <u>≂</u> 壹	年変月 日更

Ξ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

2

代表取締役 松山稔 代表取締役 松山稔 代表取締役 松山稔 代表取締役 室井善一
表の津式 取三軽会 締四郡社 変 役 板横 柳エフ
三 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

兀 届出年月日

平成二十七年九月十八日

五

届出書の縦覧

場 所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

平成二十七年十月十九日から平成二十八年二月十九日まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

六

意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 意見書を提出することができる。

提出期限

平成二十八年二月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- 意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所
- 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- 意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

兀

届出年月日

平成二十七年九月十八日

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規

平成二十七年十月十九日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ三沢店

三沢市大字三沢字堀口九四の二四二外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役が出るが、大の三四、大の三四、大の三四、大の三四、大学を招を持ている。	変更前
代表取締役 六の三四 北津会社横振 株式会社横振	变
室井善大字で	更
(取締役 室井善一)三四 (三四板柳町大字灰沼字岩井四)会社横浜ファーマシー	後
듶平 成 ڃ 듶	年変 月 日更

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

/12_2_1 ₂ +#-	
まの油土	変更
稔 字	Σ.
沼字岩井四	前
代六北株 表の津式	
取三軽会 締四郡社 役 板横 柳浜	変
室町ファーマー	更
	後
= □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	年変 月 日更
	取締役(松山稔)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2

提出先

五

届出書の縦覧

1

2

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

3

平成二十七年十月十九日から平成二十八年二月十九日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあっては、その執務時間内とする。

六

意見書の提出

の ため配慮すべき事項について意見を有する者は、 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 意見書を提出することができる。

提出期限

平成二十八年二月十九日

3 記載事項

青森県商工労働部商工政策課

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

青

森

4

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規

平成二十七年十月十九日

項の規定により次のとおり公告する。

青森県知事 Ξ 村 申

吾

スーパードラッグアサヒ弘前大町店 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前市大字取上一丁目一の

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ਦ∓ ਦ ਦ ਦ ਦ ਦ ਦ ਦ ਦ ਵ ਦ ਵ ਦ ਵ ਦ ਵ ਦ ਵ ਦ ਵ ਵ ਦ ਵ ਦ ਵ ਵ ਦ ਵ ਵ ਵ ਵ ਵ ਵ ਵ ਵ ਵ ਵ ਵ ਵ ਵ	一マシー - マシー		代表の課題 北津会 取三軽 の の の の の の の の の の の の の		代表取締役が山稔がの三四株式会社横浜ファース株式会社横浜ファース
手変 月 日更	後	更	变	前	変更

 \equiv 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二六・九・芸		代表取締役 松山稔 水津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 アラー ポレーショー 有限会社ドラッグコーポレーショ
듷平 • 成 壹	代表取締役(室井善一六の三四) ・	代表取締役(松山稔)・大の三四・大の三四・大字灰沼字岩井四、北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四株式会社横浜ファーマシー
年変 月 日更	变更後	変更前

兀 届出年月日

平成二十七年九月十八日

五 届出書の縦覧

場 所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2

期間

平成二十七年十月十九日から平成二十八年二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限 平成二十八年二月十九日

提出先

2

記載事項 青森県商工労働部商工政策課

3

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)